

物品（古紙類）売買契約書（案）

秋田県知事 鈴木 健太（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、古紙類の売買に関し、次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は、乙に対し、次に掲げる古紙類（以下「契約物品」という。）を売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

第2条 契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

第3条 売買代金は、甲の送付する納入通知書により毎月支払うものとする。

2 前項の売買代金は、各月ごとの数量に1キログラム当たりの単価を乗じて得た額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

項 目	単 位	単 価
古紙類	1 k g 当たり	円（うち消費税相当額 円）

第4条 契約保証金は秋田県財務規則による。

契約保証金額	
納付の方法	

なお、契約保証金の還付については、秋田県財務規則第179条の規定によるものとする。

第5条 甲は、乙が売買代金の全部又は一部を納期限までに納入しないときは、納期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、当該未納額に対して年3.0パーセントの割合で計算した遅延利息の支払いを請求できるものとする。

第6条 乙は、契約物品の計量に要する費用を負担しなければならないものとする。

第7条 乙は、買受けた契約物品を再利用以外の目的に供してはならないものとする。

第8条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 乙がその責めに帰すべき理由により、この契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

- (2) 契約の締結又は履行について、不正の行為があったとき。
- (3) 乙が正当な理由なくして、この契約の各条項に違反したとき。

第9条 この契約の解除により生じた乙の損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

第10条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事 鈴木健太

乙